

『大阪大学高等教育研究』に関する規約

(趣旨)

第1条 『大阪大学高等教育研究』(以下「高等教育研究」という。)に関する執筆・編集及び出版については、この規約の定めるところによる。

(編集委員会)

第2条 高等教育研究の編集及び出版に関する業務を行うために高等教育研究編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、若干名の委員をもって構成する。委員は全学教育推進機構長が全学教育推進機構の専任教員及び兼任教員の中から指名する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、第2項の委員のうちから互選する。

(執筆者の範囲)

第3条 高等教育研究の筆頭著者となることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

一 本学の教職員

二 本学の学生

三 委員会が特に適当と認めた者

2 筆頭著者が前項第2号であって、共著者に本学の専任教員が含まれない場合は、本学の専任教員の推薦を得なければならない。

(原稿の提出)

第4条 高等教育研究の筆頭著者又は責任著者は、委員会の指定した期日までに原稿を委員会に提出するものとする。

(著作権の委譲)

第5条 筆頭著者又は責任著者は、所定の「著作権委譲承諾書」に著者全員の署名又は記名・捺印を付して原稿とともに送付しなければならない。

(提出することができる原稿の種類)

第6条 提出することができる原稿の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 全学教育推進機構の活動に関連する、学術論文、調査報告、講演記録、その他の学術的価値を有する内容のもの。
- 二 高等教育に関わる、学術論文、調査報告、その他の学術的価値を有する内容のもの。
- 三 その他、委員会が特に必要と認めたもの。

(原稿の採否)

第7条 原稿の採否については、委員会で審査の上、これを決定する。なお、委員会は、必要に応じて提出された原稿の査読を委員会構成員以外の者に依頼することができる。

(編集)

第8条 提出された原稿は、委員会が編集する。

(出版の回数・発行部数)

第9条 高等教育研究の出版は各年度1回とし、発行部数はその都度委員会が決定する。

2 執筆者に対する別刷は、30部以内とする。

(配付)

第10条 出版された高等教育研究の配付を受けることができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 全学教育推進機構専任又は兼任の教員
- 二 本学内の各部局（研究科、センター、附置研究所、その他）
- 三 全学教育推進機構と学術交流を有する国内外の諸機関
- 四 委員会が特に認めた者

(細部事項)

第11条 この規約の定めるもののほか必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(規約の変更)

第12条 委員会がこの規約を改正した場合は、全学教育推進機構会議に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。